

薬食監麻発 1007 第 6 号  
平成 25 年 10 月 7 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 医薬品の無許可販売業者のインターネット販売に対する指導取締りについて

今般、千葉県柏市保健所管内において、薬事法上の医薬品販売業の許可なく、インターネット上で医薬品を販売している事業者の存在が判明し、同市より別添のとおり事実関係が公表されたところです。

医薬品のインターネット販売ルールにつきましては、現在、「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」において議論がなされているところですが、無許可販売業者によるインターネット販売は、現行でも薬事法第 24 条に違反することになります。

つきましては、各都道府県において、これらの事案についての情報収集に努めるとともに、仮に、インターネット等による無許可販売等の情報を把握した場合には、早急に当該業者に対する事実確認を行うとともに、関係機関への通報を行うなど、適切な監視指導の実施をお願いいたします。

なお、このような違反事例が明らかになった場合には、必ず当職まで情報提供いただくようお願いいたします。

平成 25 年 10 月 7 日

**【照会先】**

医薬食品局監視指導・麻薬対策課

課 長 赤川 治郎(内線 2759)

監視指導室長 稲川 武宣(内線 2760)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2436

報道関係者 各位

### 無許可業者による医薬品のインターネット販売の対応について

本日 16:00、千葉県柏市より、別添のとおり記者発表を行った旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

**【概要】**

- 使用期限切れの医薬品をインターネットで販売していた千葉県柏市の業者について、柏市保健所が調査したところ、薬事法の許可を得ずに医薬品を販売していたことが明らかになった。

ニューセンス有限会社 千葉県柏市戸張 967-66

- 過去の販売履歴及び健康被害の有無等については、現在、同保健所が調査中。
- なお、当該無許可販売業者の販売サイトは既に閉鎖されている。

平成 25 年 10 月 7 日



## 無許可業者による医薬品のインターネット販売の対応について

柏市保健所は、平成 25 年 10 月 4 日、厚生労働省及び東京都から、市内にインターネットによる医薬品無許可販売の疑いがある業者が存在する旨の通報があったことを受け、同日、当該業者へ事実確認を目的に立入調査を実施いたしました。

この結果、医薬品の無許可販売が確認され、薬事法上第 24 条第 1 項の違反に当たることが判明いたしましたので、同日、当該業者に対し次のとおり、指導を実施しました。

なお、引き続き、医薬品購入者への注意喚起とともに健康被害の有無等、詳細について調査してまいります。

### 1. 指導内容

- (1) 当該業者のホームページを閉鎖し、今後、医薬品の販売は行わないこと。
- (2) 過去の医薬品販売履歴(販売年月日・品名・数量・販売先等)を確認すること。

### 2. 対象事業者

所在地:千葉県柏市戸張 967-66

事業者名:ニューセンス有限会社

### 【参考】

(医薬品の販売業の許可)

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。)してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

柏市保健所総務企画課医事薬事担当 赤池、大塚、戸来

電話 04-7167-1255 / FAX 04-7167-1732